平成23年３月31日
号外第３号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

規　則
○秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（８・産業政策課）……1
○秋田県産業技術センター条例施行規則（９・産業政策課）……1
○秋田県公営企業の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（１０・公営企業課）……7

規　　則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第八号

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則（平成七年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中超伝導核磁気共鳴装置の項から高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計の項まで、ＤＮＡシーケンサーの項及び三連槽恒温恒湿装置の項から紙容器成形充てん機の項までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県産業技術センター条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第九号

秋田県産業技術センター条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、秋田県産業技術センター条例（平成二十三年秋田県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第二条　秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前九時から午後五時まで（高機能開放研究室及び開放研究室にあっては、午前零時から午後十二時まで）とする。

２　センターの長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

（休業日等）

第三条　センター（高機能開放研究室及び開放研究室を除く。）の休業日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

２　高機能開放研究室及び開放研究室は、通年使用させるものとする。

３　所長は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事に届け出て、臨時に休業日を設け、又は第一項に定める休業日を変更することができる。

４　所長は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

（使用の許可の申請等）

第四条　条例第二条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　高機能開放研究室又は開放研究室を使用しようとする者にあっては、前項の申請書に別に定める様式による次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　搬入機器等説明書

二　高機能開放研究室又は開放研究室の使用責任者名簿

3　所長は、条例第二条各号に掲げる施設又は設備の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二　センターの管理上支障があると認められるとき。

（変更の届出）

第五条　高機能開放研究室又は開放研究室の使用者は、前条第二項の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、別に定める様式による届出書を所長に提出しなければならない。

（使用の許可の取消し等の事務の委任）

第六条　知事は、条例第三条の規定による使用の許可の取消し等の事務を所長に委任する。

（使用料の額）

第七条　条例別表第二号の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

（補則）

第八条　この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（秋田県工業技術センター条例施行規則及び秋田県高度技術研究所条例施行規則の廃止）

2　次に掲げる規則は、廃止する。

一　秋田県工業技術センター条例施行規則（昭和五十七年秋田県規則第四十五号）

二　秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成四年秋田県規則第四十九号）

別表（第七条関係）

区分	使用料の額（一基一時間につき）
透過型電子顕微鏡	三〇、二〇〇円
光電子分光装置	一七、一〇〇円
超微小硬度計	一四、三〇〇円
ウルトラミクロトーム	一三、三〇〇円
ディスクスパッタ装置	一二、〇〇〇円
マイクロオージェ電子分光装置	八、八五〇円
X線回折装置	八、六五〇円
走査型トンネル顕微鏡	七、六五〇円
集束イオンビーム装置	七、六五〇円
精密イオンミリング装置	七、六五〇円
振動試料型磁力計・磁気トルク計	七、二五〇円
磁場中真空熱処理装置	七、一〇〇円
高精度三次元プロッターシステム	七、〇〇〇円
YAGレーザ加工装置	六、七〇〇円
磁歪（わい）測定器	五、九〇〇円

超高真空多元スパッタ装置	五、八五〇円
超微細放電加工機	五、八〇〇円
薄膜構造評価用高輝度X線回折装置	五、七五〇円
複合型表面分析装置（オージェ電子分光・SIMS）	五、四〇〇円
放電プラズマ焼結装置	五、一五〇円
高磁界型振動試料型磁力計	五、一五〇円
高周波透磁率測定装置	五、〇五〇円
精密横型ロータリー平面研削盤	四、七五〇円
分子線エピタキシー装置	四、六五〇円
高感度マグネットメータ	四、三〇〇円
非接触・接触三次元表面形状測定機	四、二〇〇円
ナノ加工用イオンビームエッチング装置	三、九〇〇円
スパッタ・蒸着複合装置	三、八〇〇円
バッチ式多元スパッタ装置	三、六五〇円
AE計測装置	三、六〇〇円
磁気抵抗測定装置	三、六〇〇円
超精密成形形状研削盤	三、五〇〇円
多元電子ビーム蒸着装置	三、四五〇円
高温動弾性率測定装置	三、二五〇円
電子ビーム描画装置	二、九五〇円
ナノインデンター	二、九〇〇円
超音波ディスクカッタ	二、八五〇円
工場顕微鏡	二、八五〇円
超高精度三次元測定器	二、八〇〇円
イオンビームスパッタ装置	二、七五〇円
引張・圧縮疲労試験機	二、六〇〇円

セラミックス研磨装置	二、五五〇円
バッチ式多層スパッタ装置	二、四五〇円
高精度スピンスタンド	二、四〇〇円
万能材料試験機	二、三五〇円
高速引張試験機	二、三〇〇円
ヘッド表面形状測定装置	二、三〇〇円
反応性イオンミリング装置	二、二〇〇円
ナノインプリント装置	二、二〇〇円
多軸制御加工機	二、一五〇円
大型サンプルSPM観測ステージ	二、一五〇円
高倍率走査型電子顕微鏡	二、一五〇円
触針式表面粗さ計	二、一五〇円
イオンスパッタ装置	一、九五〇円
バッチ式スパッタ装置	一、九五〇円
非接触三次元デジタイザー	一、九〇〇円
ネットワークアナライザー	一、九〇〇円
多元スパッタ装置	一、九〇〇円
MEMS対応型マスクアライナー	一、九〇〇円
高精度ディスクテスタ用信号測定システム	一、八五〇円
イオンミリング装置	一、八五〇円
真空溶解炉	一、八〇〇円
構造解析装置	一、八〇〇円
任意波形発生器	一、八〇〇円
マイクロフォーカスX線検査装置	一、七五〇円
イオンプレーティング装置	一、七五〇円
ネットワーク・スペクトラムアナライザー	一、七五〇円

付着力測定器	一、七五〇円
走査型電子顕微鏡	一、七〇〇円
超音波映像装置	一、七〇〇円
ＮＣフライス盤	一、六五〇円
Ｘ線応力測定装置	一、六五〇円
射出圧縮成形装置	一、六五〇円
ディンプルグラインダ	一、六五〇円
ＮＣ精密成形研削盤	一、六〇〇円
電子プローブマイクロアナライザー	一、六〇〇円
超高倍率三次元複合顕微鏡	一、六〇〇円
ＩＣＰ質量分析装置	一、六〇〇円
インピーダンスアナライザー	一、六〇〇円
表面粗さ形状輪郭測定装置	一、五五〇円
押出機	一、五五〇円
三次元ＣＡＤＣＡＭシステム	一、五五〇円
赤外線分光装置	一、五五〇円
超音波探査装置	一、五〇〇円
気孔率測定器	一、五〇〇円
熱変形シミュレーションシステム	一、五〇〇円
イオンクロマトグラフ	一、五〇〇円
顕微鏡試料自動研磨装置	一、四五〇円
Ｘ線ＣＴ画像処理装置	一、四五〇円
揺動式片面精密研磨機	一、四五〇円
金属顕微鏡システム	一、四五〇円
複合材硬化成形用オートクレーブ	一、四〇〇円
落錘衝撃試験機	一、四〇〇円

X線回折装置ゴニオメータ	一、四〇〇円
ダイシング・ソー	一、四〇〇円
ロードロックチャンバー表面電位測定システム	一、四〇〇円
電気伝導率熱電率測定装置	一、三五〇円
蛍光X線膜厚計	一、三五〇円
タイムインターバルアナライザー	一、三五〇円
紫外分光式磁気特性評価装置	一、三五〇円
ラマン分光光度計	一、三〇〇円
酸素・窒素分析装置	一、三〇〇円
B－Hループメータ	一、三〇〇円
鋳型焼成雰囲気炉	一、二五〇円
発光分析装置	一、二五〇円
多軸加工用制御システム	一、二〇〇円
成形最適化システム	一、二〇〇円
ネットワーク・アナライザー・システム	一、二〇〇円
周波数・タイムインターバルアナライザー	一、二〇〇円
マスクアライナー	一、二〇〇円
ガス吸着量測定装置	一、一五〇円
振動試験機	一、一五〇円
炭化賦活炉	一、一五〇円
熱特性測定装置	一、一五〇円
高磁界型磁気異方性トルク計	一、一五〇円
ソルトバス電気炉（高温）	一、一〇〇円
イオン窒化装置	一、一〇〇円
非接触式表面性状評価装置	一、一〇〇円
自動エリプソメータ	一、一〇〇円

FFTアナライザー	一、一〇〇円
レーザドップラ振動計	一、一〇〇円
ビットエラーアナライザー	一、一〇〇円
高精度スライサ	一、一〇〇円
原子吸光分光分析装置	一、〇五〇円
光学式表面解析装置	一、〇五〇円
その他の機械器具	一、〇〇〇円を超えない範囲内で所長が定める額

秋田県公営企業の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十号

秋田県公営企業の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

（秋田県公営企業の主要な職員に関する規則の一部改正）

第一条　秋田県公営企業の主要な職員に関する規則（昭和三十九年秋田県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び課長」を「、課長及び政策監」に改める。

（地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部改正）

第二条　地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則（昭和四十年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「課長」の下に「、政策監」を加える。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号